

川崎東湘南支部 会員規約

口欄がある項目には内容承諾として を記入ください

第1条 名称と所在地

- ・本道場はNPO法人全世界空手道連盟新極真会川崎東湘南支部と称します。
- ・本道場は神奈川県横浜市鶴見区市場東中町12-2アルプス5号館3階に本部を置きます。

第2条 目的及び事業

- ・真の武道性をもった空手道の稽古を通じ心技体を高め社会に関与、貢献する事のできる青少年の育成、社会人の心身の鍛練と向上の一助をその目的とします。
- ・前条の目的達成の為、次の様な行事及び稽古指導を行います。
- ・初心者の基本から上級者の応用まで各人の技量に合わせた稽古指導。
- ・技術、技量の審査、認定。
- ・各種選手権大会の開催、各支部との交流試合、合宿、昇級昇段審査の実地。
- ・その他、本道場の目的達成に必要な事業。

第3条 指導及び方針

口本道場での規律、運営方針、稽古内容、指導方針は当道場の師範及び指導員にゆだねられ道場生及び保護者はその内容方針に従う義務が有るものとします。

第4条 運営

口道場生は新極真会川崎東湘南支部川原道場の維持運営の為に年会費、月会費を定められた期日までに納入しなければならない。
口一旦納入された費用は過払いなどの正当理由以外は如何を問わず返還されない。

第5条 入会手続き

- ・当道場入会の際は、所定の入門誓約書、入門規約書に署名、捺印の上、入会金、当月の会費を納入し本道場生の仮会員となり本部登録料を納入して全世界空手道連盟新極真会の正会員としての資格を得る事ができる。

第6条 会員の資格

口支部道場に入会と共に連盟本部会員の登録をして頂きます。
連盟会員登録が済んだ会員には会員の証として会員証が発行され傷害保険の適応や各種提携企業のサービスが受けられます。

第7条 会員証

- ・本連名の会員の証として会員証が連盟本部事務局より発行されます。
- 口各種公式大会や審査会の申込みの際は会員証を提出して頂きます。
- 口会員証紛失で再発行の際は手数料として1000円頂きます。
- 口退会の際は支部道場の退会届と共に連盟本部に退会届、会員証の返還をして頂きます。

第8条

休会・退会の手続き

- 口退会の手続きは20日までに連盟本部に退会届と会員証の返却を済ませ、連盟本部より退会者リストの通知を受け所属支部道場の退会処理が行われます。
連盟本部の退会処理が終わりましたら所属道場にて所定の申込み用紙に必要事項を記入し提出して下さい。(20日を過ぎると翌月の請求ストップに間に合いません)
- 口級、段の取得者は退会の際、取得の級、段の資格を失います。
- 口休会・コース変更の届け出も20日まで手続き下さい。(退会以外の連盟本部の手続きは必要ありません)
- 口休会期間中は1ヶ月2、500円(+銀行手数料¥200)が請求されます。
- 口休会期間は3ヶ月単位とし3ヶ月以内の休会は出来ません。休会は4ヶ月目より自動的に正規請求額に戻ります、休会期間を延長する場合は再度道場事務局まで申込みください

第9条 会費の納入

- 口会費は毎月12日に当月会費として指定の口座より振替られます。振替が出来なかった方に対しては20日前後に通知、メールでの御連絡をさせていただきます。その際、延滞手数料として500円が加算請求されます。
- 口道場稽古に参加しない場合でも退会、休会等所定の手続きをしていない場合(口頭連絡も不可)会員の資格を有し会員としての会費の支払い義務が有ります。
- 口滞納金があり再三の精算請求に応じられなかった場合、代理請求会社にその業務の一切を委任します。
- 口在籍中に道場側より請求が無い場合(口座振替が行われない場合など)でも会費の支払い義務は発生し会員はそれを支払う義務が有ります。

第10条 会員資格の損失

- ※以下のような行為、行動をした会員に対して支部長は強制退会を命じる事が出来ます。
- 口道場規約、利用規約、その他本道場の規則に違反し、注意や警告を聞き入れない方には支部長は強制退会を命じる事が出来る。会員はその命令に従わなければならない。
- 口本道場の名誉を傷つけ秩序を乱したと支部長、指導員、職員、道場生の何れかが判断し、協議の上、支部長がその判断を受け入れた場合強制退会を命じることが出来、会員はその命令に従わなければならない。
- 口反社会的勢力との関わりを持つ者、過去に持っていた者、犯罪歴のある者、はそれらの事が発覚した時点で支部長は強制退会を命じる事が出来る。会員はその命令に従わなければならない。
- 口その他、会員が社会道徳、本規約に違反する行動、言動を取ったと支部長が判断した場合、強制退会を命じる事が出来る。会員はその命令に従わなければならない。

第11条 事故と怪我

- 口道場生は稽古時間中、指導員の指示に従い稽古、行動する義務があるものとする。
- 口指導員の指示に従い稽古をしていた際の道場内の設備、備品等の損失損害にたいして道場生は責任が無いものとする。
- 口稽古中、その前後に指導員の指示に従わず設備、備品等を損失、損害した場合は当人が賠償の責を負うものとする。損害者が未成年者の場合は保護者が賠償の責を負うものとする。
- 口損害者が会員以外の者(幼児も含む※幼児の場合は保護者)でも当人が賠償の責任が有るものとする。
- 口稽古、指導には十分な安全を期しているが万が一稽古中に怪我をした場合、指導員、道場側には応急処置以上の責任は無いものとする。
- 口道場生の道場外での事故はもとより道場内でも合同稽古以外(指導員が指導していない時間帯)での怪我、事故については道場側に一切の責任は無いものとする。

上記の規約に同意致します 氏名

印